

グリーンストリート支援事業について

■事業目的

- ・大阪府では、府民や企業等による地域の植樹活動を支援するため、みどりの基金を活用し、緑化樹配付事業を実施している。
- ・今後、事業効果をより高めていくためには、地域の様々な主体が力をあわせて緑化活動に取り組むなど“がんばる地域”を支援していくことが重要。
- ・このため、既存の緑化樹配付事業に加え、地域が作成した緑化プランに基づいて連続性やまとまりを持った緑化に取り組もうとする団体等を対象に、樹木の苗木だけでなく大型プランターなど必要な緑化資材を配付する事業をモデル的に実施。
- ・平成23年度から府が率先して緑化を呼びかけ、緑化プランに基づく地域の緑化活動により、みどりの軸線形成を進めている「みどりの風促進区域」内における活動に支援。

■概要

○支援対象

自治会など地域住民の団体、緑化活動に取り組む団体等

○支援内容

- ・樹木の配付（20本以上）
- ・多年草（つる性植物を含む）、大型プランター・雨水利用施設等資材、土・肥料、立体花壇、緑化フェンスも配付対象とする
- ・1件あたり5,000千円相当を支援上限とする

○配付条件

- ・緑化プランが策定されていること（府がプラン作成を指導）
- ・整備後、5年間の緑化状況報告を義務付け

○事業期間

平成26年度から3カ年を想定

